

○国土交通省告示第七百五十五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件（平成十九年国土交通省告示第千二百七十四号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月三十日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規定を満たすもの

二 地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一

改正前

建築物の張り間方向又はけた行方向の規模又は構造に基づく許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。）第八十一条第二項第二号イの規定に基づき、許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができる構造計算の基準は、次の各号に定める基準とする。

一 地階を除く階数が三以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす場合にあつては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること

(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号イ(1)の規定を満たすものであること。

二 地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下である鉄骨造の建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号ロの規定を満たす

号口の規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号口の規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号口(2)の規定を満たすもの

三 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第三

す場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号口の規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、次の(1)及び(2)に該当するもの

(1) 令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること

(2) 平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第一号口(2)の規定を満たすものであること。

三 高さが二十メートル以下である鉄筋コンクリート造（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート組積造を除く。）若しくは鉄骨鉄筋コンクリートの建築物の張り間方向又はけた行方向が平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす場合にあっては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又はけた行方向のうち平成十九年国土交通省告示第五百九十三号第二号イの規定を満たす方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イに掲げる方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

四 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二十条第一項第三

号に掲げる建築物にあつては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

五 建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の

三 第一項第一号ロ(2)の規定により国土交通大臣があらかじめ安全であると認定した構造の建築物又はその部分にあつては、当該構造であることを確かめることができるものとして国土交通大臣が指定した構造計算の基準（許容応力度等計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が指定したものに限る。）

号に掲げる建築物にあつては、次のイ及びロに該当するもの

イ 建築物の張り間方向又は桁行方向のいずれかの方向について、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

ロ イの規定により構造耐力上安全であることが確かめられた方向以外の方向について、令第三章第八節第一款の四に規定する許容応力度等計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。

（新設）

附 則

この告示は、公布の日から施行する。